

コロナ感染症の感染拡大防止に向けた推奨行動指針

行動指針の目標は、社内環境の防疫に努め、万が一感染者が出た場合の対処行動を規定するもの。プライベートの行動指示は強制しないが、病原体を持ち込まないようにするためには、全員の理解ある行動が必須。

【業務外出者規則】

本規制は社内に感染源を持ち込まないためのものである。

1. 不要不急の出張は原則として禁止。(要社長決裁)
2. 公共交通機関の利用を控える。
3. 海外渡航禁止。
4. 業務としての公共施設への出入りは、必要手続き以外は控える。
5. 業務上の移動は出来るだけ社有車、またはマイカーを利用する。
6. 外出時はマスクを着用する。
7. 飲み会、会食、懇親会等への出席を控える。
8. セミナー参加、展示会視察の自粛。

【来社時の規制】

本規制は社内に感染源を持ち込まないためのものである。

1. 不要不急の来社はお断りする。外部との打合せは、web 会議等での実施を推奨。
2. 手指消毒の徹底。
3. 搬入荷物の受け取りは、工場入口で行う。
4. 出入業者対応は原則として工場入口で行い、従業員以外の入場者を極力制限する。
5. 止むを得ない理由で来社されるお客様は、マスク着用、検温、チェックシートの記入を実施。

【社内行動規制】

本規制は社内での感染を防ぐものである。

1. 勤務中のマスク着用を促し、また複数名による接触が回避な作業ではこれを徹底する。
2. 作業中は、出来る限り手袋を着用する。
3. 通勤は公共交通機関を利用せず自転車、マイカーなどの使用を推奨し、また希望者には時差

出勤を承認する。

4. 会議は必要最小限、最小人数にとどめ、電話や web ツールを活用する。
5. 顧客、取引先との対面での接触は出来るだけ避ける。
6. 昼食時間中の外出は最小限にとどめる。
7. 社内健康チェックを毎朝実施する。(検温、簡単な健康確認を行う)

【社内衛生管理規制】

本規制は社内での感染を防ぐものである。

1. 手指消毒の徹底。
2. 出社時、非接触体温計で体温を測定する。
3. 可能な限り、一定の身体的距離を確保する。(2メートルを目安)
4. オフィス、工場内の換気を可能な限り実施する。
5. 対面が想定される場所への遮蔽物(アクリル板)の設置。
6. 共有設備、器具等については定期的に消毒を実施する。
7. 共用タオルを撤去し、個人用のタオルを使用する。
8. 施設見学や取引先などを含む外部関係者の立ち入りについては、その必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して従業員に準じた行動規定を求める。

【体調不良者の初動指示】

本規指示は、擬感染者が発生した場合の初動指示。

1. 咳き込み、倦怠感、発熱を感じた場合はただちに第三者に報告。
2. 本人の机など、接触していたと思われる場所の消毒を行う。
3. 医療機関または保健所に連絡し、出来るだけ早く受診する。
4. 在宅勤務または自宅療養にて、経過観察を実施。(休日中は報告義務無し)
5. 以後は、行政のガイドラインに沿って状況毎に対処する。

令和2年10月1日
(株)アイシーテクノ 総務部